

令和5年9月14日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

福祉文教委員会

委員長 星野みゆき

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 9月14日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査では、行政視察について進捗状況を確認し引き続き調整することとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市立小出病院経営強化プランの策定について、魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂について、養護老人ホーム「南山荘」移転改築について、「介護職魅力アピール隊」結成について、「旧堀之内老人憩の家」について及び旧佐藤家住宅に係る土地及び建物の寄附採納について等、執行部から説明を受け質疑を行った。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 5 号 健康保険証の存続を求める請願
- (2) 議案第 80 号 魚沼市税条例の一部改正について
- (3) 議案第 81 号 魚沼市特別養護老人ホーム条例の一部改正について
- (4) 議案第 82 号 魚沼市犯罪被害者等支援条例の制定について
- (5) 議案第 83 号 魚沼市生涯学習センター建築工事請負契約の締結について
- (6) 議案第 84 号 魚沼市生涯学習センター電気設備工事請負契約の締結について
- (7) 議案第 85 号 魚沼市生涯学習センター機械設備工事請負契約の締結について

2 調査事件

- (8) 所管事務調査
 - ・行政視察について
- (9) 閉会中の所管事務等の調査について
- (10) その他
 - ・魚沼市立小出病院経営強化プランの策定について
 - ・魚沼市地球温暖化対策実行計画の改定について
 - ・養護老人ホーム「南山荘」移転改築について
 - ・「介護職魅力アップール隊」結成について
 - ・「旧堀之内老人憩の家」について
 - ・旧佐藤家住宅に係る土地及び建物の寄附採納について

3 日 時 令和 5 年 9 月 14 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 横山正樹、星野みゆき、大平恭児、関矢孝夫、高野甲子雄、本田 篤、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 参 考 人 全日本年金者組合魚沼支部 佐藤憲吉

8 説 明 員 内田市長、樋口教育長、大塚市民福祉部長、吉澤教育委員会事務局長、
戸田市民福祉部副部長、磯部市民課長、大羽賀税務課長、小林生活環境課長、
茂野介護福祉課長、岡部健康増進課長、青柳生涯学習課長

9 書 記 坂大議会事務局長、大竹主任

10 経 過

開 会 (10 : 00)

星野委員長　それでは定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。本日は付託されております議案のほかにその他がたくさんありますので、スムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 請願第5号 健康保険証の存続を求める請願

星野委員長　日程第1、請願第5号 健康保険証の存続を求める請願を議題といたします。

まず、請願者から事前に趣旨説明申出書が提出されていますので、当委員会として趣旨説明を認めることとしてよろしいか、お諮りいたします。本請願を審議するにあたり、請願者から意見を聞くことについて異議ございませんか。(異議なし) 異議がありませんので、請願者の趣旨説明を認めます。請願者であります全日本年金者組合魚沼支部、佐藤憲吉様は指定の席にお着きください。

念のため申し上げますが、請願者は委員長の許可を得て発言し、委員は請願者に対して請願等の内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができます。請願者は、委員に対して質疑できないことになっていきますのでご了承願います。また、発言の内容は簡潔にするものとし、請願の趣旨説明であるため、この請願の範囲を超えることはできませんのでご了承願います。

それでは、請願者であります全日本年金者組合魚沼支部、佐藤憲吉様に趣旨説明を求めます。

佐藤参考人　全日本年金者組合魚沼支部の書記長をやっております、佐藤憲吉と申します。本日、委員長が所用により参加できないため、私が代わりに参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、請願の趣旨について説明させていただきます。

マイナンバーカードに別人の公金受取口座が誤って登録されるなどのトラブルが続出しています。マイナンバーカードの取得や健康保険証・公金受取口座などのひもづけは、本来個人の自由であるにもかかわらず、2024年秋に健康保険証廃止を法律で定め、事実上マイナンバーカードの取得を強要することになります。マイナンバーカードを健康保険証として使用する際に、誤登録や機器の不具合などから、医療機関の窓口でオンライン資格確認ができないなどのトラブルは、全国保険医団体連合会の推計で108万件に及ぶとされます。医療機関の窓口で資格確認ができないために、全額医療費の支払いを求められたケースも起きています。こうした中で、私たち魚沼支部年金者組合員からも、多くの不安の声が寄せられてきています。岸田首相は、健康保険証の廃止方針を変えず、マイナンバーカードによる保険証を持たない人には健康保険証に代わる「資格確認証」を交付すると言いましたが、マイナンバーカードによる保険証を持たない人に「資格確認証」を交付する作業は、大変煩雑になることが推測されます。万が一間違いが起これば、安心して医療機関

にかかることができません。また交付コストに約 240 億円もの膨大な経費もかかります。それならば、従来どおりの健康保険証で事足ります。健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の崩壊にもつながりかねず、「中止」「延期」を求める声は、各世論調査で 7 割を超えています。つきましては、私たち高齢者の切実な願いである下記事項について、地方自治法 99 条に基づいて内閣総理大臣及び関係各位に意見書を送付されるようお願いいたします。請願事項、健康保険証を存続させること。

付け加えさせていただきますが、9 月 9 日、皆様方も見られたかと思うんですが、新潟日報の読者欄で 74 歳の方が「マイナ保険証は課題山積」という投稿をされておりました。全部は読みあげませんが「現在、保険証は行政などから 1 年に 1 回、新しい保険証が本人宛てに郵送されてきていますが、マイナ保険証は 5 年に 1 回の更新の際、本人確認のため本人が区役所に出向く必要があります。ますます高齢化社会が続いていくと言われていきますけど、一人で移動できない人はどうするのでしょうか。」といった投稿がありました。こうしたいろいろな問題を抱えているマイナンバーカードに関する事なんですから、私たちはあくまでも今回、健康保険証の存続を求める請願ということで、皆様方の審議をよろしくお願ひしたいと思ひまして、提出させていただきました。よろしく願ひいたします。

星野委員長　ありがとうございます。これから請願者である全日本年金者組合魚沼支部、佐藤憲吉様に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　1 点だけお聞かせください。趣旨については、そのとおりだと私も思います。真ん中の辺りに「多くの不安の声が寄せられてきています。」とありました。これは皆さん方が活動されている会員の方々の声、あるいはお知り合いの方の声という意味ではないかなと思います。具体的にどういうお声があるのか、もし承知してましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

佐藤参考人　実は私、民生・児童委員も長いことやっております、それでいろいろと地域を回ることがあります。特にお年寄りの方は、紙で見ても何かを提出する、そういったことがだんだんと少なくなっている。特にこういったカードの中にいろんなものを入れてそれで利用してくださいとか、そういったことにはとても不慣れで、機械を扱うことも不慣れです。せめて健康保険証だけは、今までどおり市から来て、期限がきたら取り替える。そういった形でやっていただきたいという声です。

関矢委員　私から何点か質疑をさせていただきます。今日は大変ご苦労様です。この全日本年金組合の会というのは、ホームページで見ましたら全国で 11 万人の組合員がおられるということです。この魚沼支部の組合員は、どの程度おられますか。

佐藤参考人　魚沼支部に入っていないだけではないでしょうかと頑張っているんですが、なかなか少なく、現在 25 名弱ぐらいです。隣の南魚沼市は 100 人に達しようとしています。

関矢委員　今ほど大平恭児委員からの質疑もありましたけれど、先般、副市長から議会側にマイナンバーカードの保険証のひもづけ等でトラブルがあったかという報告がありました。8 月 20 日現在で魚沼市のマイナンバーカードの登録者数が 2 万 5,843 人。約 76.6%が登録されているということです。そういう中で、今この請願の趣旨に書かれているようなトラブルというのはなかったと報告を受けています。ただ、4 月から 7 月までにカードに対しての不信感があって返納されたのが 4 件あったという報告を受けました。今ほどの多く

の不安の声というのは、このカードの中に全てが入ることが不安だということだと思います。登録することによってトラブルがあったとか、そういう報告は組合員の中にはなかったんでしょうか。

佐藤参考人 市内の状況は把握はできていなかったですが、全国的に報道されています。例えば今日の報道でも、全国保険医団体連合会がアンケート調査をやっておりました。医療報酬明細書トラブルというものが多く発生していると、件数を挙げて報告されていました。そんなことで私たちの話をすると、やはり健康保険証は今までどおりにしてもらいたいという声が出ています。

関矢委員 今ほどの話を聞いていると、保険証は今までどおりでという話でした。この趣旨を見させていただくと、マイナンバーカードの取得を強要することになるというようなことが書いてあります。この組合としては、マイナンバーカード自体の交付に反対なのか、それとも保険証にひもづけることだけが反対なのか、そこを聞かせてください。

佐藤参考人 請願事項に書いてあるとおり、あくまでも保険証は残していただきたいということで、マイナンバーカード自体の問題に私たちはまだ至っていません。そういったことでご理解いただきたいです。

星野委員長 ほかにございませんか。(なし) ないようですので、これで請願者に対する質疑を終結します。全日本年金者組合魚沼支部、佐藤憲吉様、傍聴席にお戻りください。

委員会を代表して御礼を申し上げます。丁寧な説明をいただき心から感謝いたします。本委員会として、ご意見を今後の委員会調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。以上で、請願者の趣旨説明を終わります。

続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことが、もしありましたら発言を許します。質疑はありませんか。

本田委員 今回の請願は、新聞報道等により大きく報道されたことによって市民の皆さんが非常に不安を抱いたというところが始まりだったと思います。一方で魚沼市においては、今ほど話もあったとおり基本的にはゼロだということでありました。ゼロというのは、どうしてゼロを達成できたのか。要は事務処理ミスが主たる要因だったと思うんですけど、魚沼市でなぜそういうことが起こらなかったのか。事務チェックの段階できちんとしていたとか、そういった背景が感じられます。その辺はどうだったんでしょうか。

大塚市民福祉部長 ひもづけに関しては、特に誤登録等のトラブルはないという状況であります。これにつきましては、私どもの通常業務の中でしっかりチェック等がなされていた結果ではないかと考えております。

本田委員 万が一、全国のようにミスが発覚した場合、どのように対応していくかというマニュアルのようなものはありますか。

磯部市民課長 どのように対応していくかということになりますと、まず制度的になんですが、保険証の協会けんぽなどの被用者保険の方たちは会社で登録をさせていただいているので、会社から他人のものがついてしまったというのは、修正をしてもらうようになります。あと、国で持っている相談センターがございますので、そちらをご案内して手続をどうしたらいいかをお知らせするというように私どもではしております。

本田委員 相談センターを紹介するという話がありましたけど、実際問題、現時点では魚沼市の場合はないということですのでよろしいですね。

磯部市民課長 はい。

関矢委員 76.6%というマイナンバーカードの交付率なんですけれども、保険証をひもづけた数というのはお分かりになりますか。

磯部市民課長 ひもづけた数というのは、実はこちらで把握できない数字です。ただ、国民健康保険と後期高齢者医療保険については、国保連と広域連合でまとめている数値が分かっています。それはマイナンバーカードを持っている人に対してではなく、被保険者数に対してですが国保は約6割、後期高齢者が約4割です。被保険者数に対してです。

関矢委員 先ほど請願者も心配された、後期高齢者の方のひもづけ数が少ないというのは少し問題あるかと思います。もし今の請願を通して、このひもづけを解消する、保険証を残すとしたときに、マイナンバーカードはもう一度何か手続をしなければならいんですか。

磯部市民課長 資格確認証という話が国から出ておりまして、今そちらに向けて進んでいるわけですが、それはマイナンバーカードを持っていなかったり、保険証にひもづいていない方に全員配付されるということです。一旦してしまった方でも、不具合があったり、もしくはその資格確認証で紙ベースで見たいということになりましたら、申請していただくことにはなりますが、並行して使うことが可能です。

関矢委員 その辺は分かるんですけども、国がひもづけをやめましようとなったとき、ひもづけたマイナンバーカードは、もう一度また手続をしてそれを全部解消する、そういった手続が必要なのでしょうか。

磯部市民課長 そういうことは、まだ想定されておらず、国からそのような話はありませんので、お答えができかねます。

高野委員 この問題は、実は私がまだ若い頃に出ていた問題でもあります。この間ずっと何もないままやってきました。今出ましたように、5年に一度自分で出すか出さないかという話で、私としては非常に不安です。使う人が保険証をまた再交付してもらうことについては、どういうふうに見えていますか。

大塚市民福祉部長 これにつきましては、国の制度ということで全国同じ取扱いになり、私どもにつきましてもその制度に従ってやっていくしかないのかと感じております。

高野委員 使うほうとすれば非常に使いにくくなるのだと考えております。その辺はどう受け止めておられますか。

大塚市民福祉部長 個人個人、どのように受け止めていらっしゃるかまでは、私どもとしては分かりませんが、市町村としましては国の制度に従って粛々と行っていくしかないかと受け止めております。

星野委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。本件につきましては、討論を省略し採決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、これから討論を行います。まず、採択することに反対の発言を許します。(なし)次に、採択することに賛成の発言を許します。

大平委員 それでは、賛成の立場で討論させていただきます。今回の請願者の請願事項、健康保険証を存続させること。これは世論調査や趣旨説明でもありますが、多くの国民の願いであり、声であるということが大事な点であります。市内ではそういう実例、いわゆるトラブルのようなものはないとされていますが、一旦ひもづけされますと先ほど課長が言

ったとおり自治体ではもう收拾ができない、情報を集められない状況もある。そして、保険組合等の影響を考えますと、現時点での事務費の負担はかなり多くされていると聞きます。また、医療機関へのコスト、それから事務負担等もかかっていると伺っております。もろもろ考えて、この制度そのものが早急にやり過ぎて非常に混乱している状況が全体的に見られます。そして、多くの方の不安の声が寄せられているという話がありました。来年の秋にこのまま紙の保険証を廃止するということは、非常に高齢者の方を中心として混乱を呼び起こす。医療が受けられない、あるいは他人の情報がひょっとしたら入ってくるかもしれない。その不安が拭えないのは私もそのとおりだと思います。せめて紙の保険証を残すと、存続させるということは市民の願いにも通じ、制度的にも混乱は生じず、今の政府が進めていることプラス保険証を存続させて選択させるということについては、私は賛成です。多くの委員の皆さんからぜひご理解をいただいて、紙の保険証をなくしては困るという市民の声を国に届けることを、この委員会として上げていただきたいということで討論とします。

星野委員長　ほかに討論はありませんか。

本田委員　反対の立場でお願いします。この制度につきましての不安というところには共感できるところもありますが、そこは政府が積極的に国民あるいは患者様の不安払拭に向けてより一層の取組をしていただきたいと考えております。しかしながら、一方でマイナンバーのひもづけの話というのはDX化の一環として行われていることであり、特にひもづけの医療DXにつきましては、医療現場において国民・患者様への安心安全、より質の高い医療を提供するといった意味において実現すべきものだというふうに考えております。引き続き、政府は取り組んでいただきたいと思っておりますので、この請願については反対をさせていただきます。

星野委員長　ほかに討論はありませんか。

高野委員　賛成討論です。この問題については、先ほども言いましたけれど昔からあり、その間ずっと出ていません。世界的に見るとヨーロッパでは、けがなどについては医者に行けば無料で見てくれる、そういう実態になっていると聞いております。そうすると、日本はまだまだ遅れているんだろーと思います。ただ、日本の保険証の関係については、安く医療にかかれるということで非常に評価されている面もあります。そのため、やはり保険証という形で残すべきだというふうに私は考え、この請願については当然のことだろーと思ひ賛成討論といたします。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) なければ、これで討論を終結します。

請願第5号 健康保険証の存続を求める請願については、異議がありますので挙手によって採決します。本件は、採択することに賛成の方は挙手願います。挙手、少数であります。よって、請願第5号は不採択とすべきものと決定されました。

(2) 議案第80号 魚沼市税条例の一部改正について

星野委員長　日程第2、議案第80号 魚沼市税条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員　森林環境税の改正等でありますが、何点かお聞きします。まず1点目、手続上の市民税の徴収の際に、この森林環境税もという話であります。納税通知書には、この森林環境税としての内訳がどのような形で入るのか、まず伺います。

大羽賀税務課長　納付書の関係なんですが、まだ国から示されておりませんのでどういった形になるかというところはつかめておりません。国税という形で森林環境税が付記されるということで聞いております。

大平委員　答えられないということですので、それは後ほど分かりましたらお聞かせください。次に、資料17ページの36条の6についてです。納税者が徴収すべき税額を超える場合に、市民税、森林環境税に係る未納の徴収金について、市町村の徴収金関係過誤納金として納付または納入するということを委託した場合ということでの説明でしたが、税金を余計に払っていたとき、森林環境税も市民税が未納だったときに充当できるとしています。これは、本人の承諾や通知というのはどのような形になるのか教えてください。

大羽賀税務課長　本人の通知なんですけれども、充当するときには充当通知は出ますが、本人からの同意はいただいております。

大平委員　では、これは本人の同意なしに、もう自動的に充当すると。でも充当された結果については何らかの形で住民の方にお知らせはしないんですか。

大羽賀税務課長　充当した際には通知書が必ず出ます。本人の同意はいただかないように条例と、今回の森林環境税の場合にはこのように定めさせていただいています。そのような手続を踏んで、本人には通知をさせていただいているという状況になっております。

大平委員　次に、18ページです。附則14条の2と15条の2について、これは軽自動車税の環境性能割のことですが、補足説明ですと自動車メーカーの不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該申請を行ったメーカーに負わせるということでございます。少しお聞きしたいんですけれども、この規定の仕組みが既存であります、その流れを私がよく承知していなかったもので、中身が分かりましたら教えてください。

大塚市民福祉部長　メーカーの不正によるものということで、本来であれば正しい性能なら減額する部分が少ない税額で納めなければならなかったところを、メーカーの不正によって少なく納めてしまった場合、納税者個人の責任というより、メーカーの責任として不足した分については納めてくださいという制度になっております。これまでは本来納めなければならない部分の差額の10%割増しだったところを、その点を強化するというところで35%にアップされるというようなものになっております。

大平委員　これも先ほどと同じように、住民の方は直接関係ないとおっしゃられました。不正行為が行われたメーカーがあり、そのメーカーの車に乗っていらっしゃる方の不足額については自動的に充当すると、そういうメーカー側からということなんでしょうか。

大羽賀税務課長　当市においては、現条例上でも対象はございませんので、手続的な流れは分からないんですけれども、私どもからメーカーに対して不足分を請求するような形になるというふうに考えております。

大平委員　過去には事例としてなかったという話なんですけれども、この不正というのは昨今、特に目立つようになりましたが、不正のそもそもの規定の中身があるんでしょうか。分かりましたら教えてください。

大塚市民福祉部長 詳細については分かりませんが、要するにCO₂排出の定められた基準に達しているか達していないかということが主な基準になっていると理解しております。

大平委員 最後にします。これは自治体側から要求するという話が先ほどありました。例えば国レベルでメーカーとのやり取りをした中で、そのメーカーに納付しなさいという通知が自治体には来るんでしょうか。仕組み的にはどうなっていますか。

大塚市民福祉部長 何らかの形でそうした通知等が来るというふうに考えております。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第80号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第80号 魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第81号 魚沼市特別養護老人ホーム条例の一部改正について

星野委員長 日程第3、議案第81号 魚沼市特別養護老人ホーム条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 先般の委員会でも質疑をさせていただきましたけれども、今これの改修をするための設計業務委託の入札が確か終わり、設計業者が決まったかと思えます。ここにも指定管理をするということが書いてありますが、指定管理の指定はいつ頃されるのか、まず伺います。

茂野介護福祉課長 指定管理の募集等につきましては、秋頃から開始をさせていただきました、その後委員会等で内部の精査等を行い、2月の議会に指定管理の指定の議案を上げさせていただきます予定としております。

関矢委員 この設計委託の工期が、来年の1月31日だと思います。それを指定管理者が受けるのであれば、指定管理者が使い勝手がいいような設計をして工事をするというふうに先般お話をさせていただきましたけれども、指定管理者が決まらないとその話ができないと思います。それについてはどうお考えでしょうか。

茂野介護福祉課長 委員、ご指摘のところもあろうかと思えます。その辺りの具体的な方法等を今考えている段階ではございませんが、できる限り候補者となるところのご意見等も踏まえながら、その辺を取り込んだ形で設計を進めていければというところがございます。

関矢委員 あまりはっきりと言えない部分も分かるんですけども、指定管理者の選定は来年度になるかもしれませんが、早めに候補者を募集して今設計にも関わられるような状態はやはりつくってやるべきだと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 これから始める指定管理者の募集の段階で、私どものイメージする改修などとともに、その募集の説明会などに応じてくださった方にそういった辺りのご意見というのは伺ってまいりたいと考えております。

関矢委員　ぜひ早目に募集を出していただいて、やはり指定管理を受ける人が使い勝手がよく、住民にしっかりサービスができるような施設を造っていただきたい。そのためには設計に反映していただきたいと思いますので、そのようにもう一度考えていただきたいと思います。答弁はいいです。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 81 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 81 号 魚沼市特別養護老人ホーム条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 82 号 魚沼市犯罪被害者等支援条例の制定について

星野委員長　日程第 4、議案第 82 号 魚沼市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はございません。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員　本会議場での質疑のやり取りに絡むことになるかもしれませんが、まず窓口はどこになるかという話があって、これは市民課、相談センターなどが中心となり他課への連携を取るという話をしていたかと思います。これは市民相談センターでも特殊な扱いになるのではないかなと思います。市民相談センターですと結局一般の市民の相談だとかいろんな相談を受ける場面になっていますので、それよりは相談センターでそういう事例があった場合、あるいは警察とのやり取りの中で特段責任を持ったところが対応する必要があるのではないかと思います。その辺の考えはどうなんでしょうか。

大塚市民福祉部長　おっしゃる懸念は理解できますけれど、相談センターには様々な相談がある中で犯罪被害者等の相談につきましても、しっかり相談できるような対応をしていきたいと考えております。新たな窓口や体制ということではなく、今現在の体制の中で相談を受け付けていきたいというふうに考えております。

大平委員　その考えがないということですが、そうであるならば、やはりそういう事例を積まないとなかなか相談に応じられないという側面もあると思います。この条例が規定され、実際にどういう方々の対応となるのか分からないところはあるんですが、ぜひ実態に応じた形でやっていただきたいと思います。それから、情報提供なんですけれども、警察からの情報を通してということはあるかと思います。しかし一方で、一般の市民の方々がそういう部分を認識していく必要があるのかなど。受け入れる企業や地域がどうしても必要かと思います。福祉的な部分になるため、民生委員さんとかそれに携わる社協さんも含めて連携し対応していくというのが大事かと思いますが、その辺の福祉的な連携については今後どのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

大塚市民福祉部長　私どももそうした連携が非常に重要であると考えております。犯罪が起きて警察等で対応された後、そこからの切れ目ない支援をするため、関係する福祉を含めた企業、地域の方々、民生委員の方、保護者の方など、いろいろな方々と連携してやって

いくことが重要だと考えておりますので、スムーズにできるようにこちらも内部での考え方や整理等はこれからしっかりしていきたいというふうに考えております。

大平委員 最後に、12条で「雇用の安定を図るために事業者に対する啓発に努めること」というふうにあります。事業者の方々への理解はこれまでもされていた部分があるかと思いますが、市が責任を持ってこういう条例をつくりしっかり対応しようということになれば、企業さんの努力というのが非常に欠かせないと思います。事業者に対して今後どのように考えていくか、もし今の時点でお考えがありましたら聞かせてください。

大塚市民福祉部長 具体的な周知といった部分については、これからになりますけれど、当然企業の皆様からのご協力、あるいはこういった条例のご理解をお願いしていかなければならない部分であります。そういった点につきましても、今後しっかりやっていきたいというふうに考えております。

関矢委員 まず、この条文の中の定義について伺います。定義の第2条の3、市民等市内に在住しなくても在学する者、市内で活動する団体、または勤務する者という定義になっています。ここで言う支援の中を見ますと、経済的支援で見舞金の支給になっています。この要綱だと、市内の住民というだけになっています。この支援等という定義づけは、責務だとか、そういうところだけの条文と理解してよろしいでしょうか。

大塚市民福祉部長 委員のお見込みのとおりです。なお、見舞金につきましては要件を設けておりますけれど、様々な支援の協力といったところにつきましては住所の有無に関係なくご協力をいただきたいということで、市民等と定義をさせていただいております。

関矢委員 支援についてお聞きします。前回の委員会でも、どういう支援があるのか、支援の一覧表のようなものをつくるべきではないかという話をさせていただきました。今のところそれをつくる予定はないということなんですけれども、その考えはまだ変わりはありませんか。

大塚市民福祉部長 要綱あるいは計画といった形での作成は考えておりませんが、関係する団体やこういった支援ができるのか等につきましては、当然円滑に進むようにきちんとリストアップや表等で今後まとめて分かりやすい形で整えていきたいと考えております。

関矢委員 先ほども言っていましたが、窓口に来て相談ができる人というのは、なかなか少ないと思います。外に出れない、自分が被害を受けた、二次的被害も考えられます。特に、性犯罪のようなものについては、人にも会いたくない、話もしたくない、そういう人たちがどうやったら支援を受けられるのかとなったとき、人づてに頼って市のホームページを見た中にこういう一覧表があって、こういう支援を受けられるというのが、やはり一目で分かるような形でつくるべきだと私は思います。その辺についてはどうでしょうか。

大塚市民福祉部長 被害に遭われた方がそうした支援を受けられやすいよう、こちらも工夫する必要があると思います。県内では新潟被害者支援センターですとか法テラスですとか、既に様々な活動をしているところもあります。そういったところも参考にしながら、市もそういった情報にアクセスしやすい形で整理をしていきたいと考えております。

関矢委員 やはり自分で抱えてどうしても人に相談できない、そういう方がおられると思うんです。そういう人を救えるような条例であったり要綱の整備は絶対にしていきたいと思いますが、最後にもう一度伺います。

大塚市民福祉部長 この条例の制定により、新たに進めていける部分もあろうかと思っております。

この条例の趣旨に沿った施策ができるよう、しっかり事業を進めていきたいというふう
に考えております。

星野委員長 ほかにありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。
討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって
討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 82 号を採決します。お諮り
します。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認
めます。よって、議案第 82 号 魚沼市犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のと
おり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第 83 号 魚沼市生涯学習センター建築工事請負契約の締結について

(6) 議案第 84 号 魚沼市生涯学習センター電気設備工事請負契約の締結について

(7) 議案第 85 号 魚沼市生涯学習センター機械設備工事請負契約の締結について

星野委員長 日程第 5、議案第 83 号 魚沼市生涯学習センター建築工事請負契約の締結につ
いてから、日程第 7、議案第 85 号 魚沼市生涯学習センター機械設備工事請負契約の締結
についてまでの 3 件を一括議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 いずれも補足説明はございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終結します。本案 3 件については、討論を省略し採決することに異議ありま
せんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しま
した。これから順次、採決します。まず、議案第 83 号を採決します。お諮りします。本案
は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よっ
て、議案第 83 号 魚沼市生涯学習センター建築工事請負契約の締結については、原案のと
おり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第 84 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異
議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 84 号 魚沼市生涯学
習センター電気設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定
されました。

次に、議案第 85 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異
議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 85 号 魚沼市生涯学
習センター機械設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定
されました。

これで、本委員会に付託されました議案については以上となります。市長からは、ほか
に何かございませんか。(なし) 委員の皆様からは市長に対して何かございませんか。(な
し) ないようでしたら、ここで市長と教育長は所用がございましたので退席いたします。し
ばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (10 : 56)

(市長、教育長 退席)

再 開 (11 : 05)

星野委員長 休憩を解き会議を再開いたします。次は日程第8、その後、日程第9となりますが、こちらは委員会内部での協議事項となりますので、日程を一部変更して日程第10、その他を先に行いたいと思います。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。

(10) その他

・魚沼市立小出病院経営強化プランの策定について

星野委員長 それでは、日程第10、その他を議題といたします。魚沼市立小出病院経営強化プランの策定についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長 それでは、魚沼市立小出病院経営強化プランの策定についてを報告させていただきたいと思います。魚沼市立小出病院経営強化プランの策定につきましては、掲載すべき数値ですとか文書の具体的な検討を今進めているところではありますが、皆様にお示しできる部分が今のところまだない状況であります。途中の段階ではありますが、現在の検討状況を説明したいというふうに考えております。詳細につきましては、健康増進課長に説明させますのでよろしくお願いいたします。

岡部健康増進課長 では、私から経営強化プランの策定状況、作業状況について説明します。(資料「魚沼市立小出病院経営強化プラン(素案)」により説明)

こちらの案ができましたら、委員会にお知らせすることもそうなんですけれども、魚沼圏域の地域医療構想調整会議にも諮るように県から指示がされていますので、そちらの会期日程にも併せて提出できるように作業を進めていく予定となっております。

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 経営強化プランそのもののスケジュール的なものは、いつ頃をめどに示されるのか、確認の意味で教えてもらえますか。

岡部健康増進課長 前回、8月の委員会の際にスケジュールをお示しさせていただいてまして、一応12月には案の説明等をし、3月中には策定、公表したいと考えています。

本田委員 間に合うかどうかの話の続きなんですけど、KPIですか数値目標を設定しているということなんですけど、病院単体だとできると思うんですけども、今ほど話された圏域という話となると、逆紹介率ですとか、いろいろ関係するところもあると思うんです。そこというのは、目標数値を出せるものなんですか。現時点でそういったことを考えているんですか。

岡部健康増進課長 ワーキンググループ会議の中に基幹病院の方からも入っていただいております。小出病院のデータと基幹病院のデータと併せながら考えております。そして、運営審議会の中には、小出病院の布施院長、魚沼基幹病院の鈴木院長からも入っていただきました。お二人は圏域全体のことを承知しておりますので、そこで助言を受けながら考えていきたいと思っています。

星野委員長 ほかにございませんか。(なし) これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議ないようですので、そのように

決定いたしました。

・魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂について

星野委員長　次に、魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　それでは、魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂につきまして報告いたします。この実行計画につきまして、今年度改訂を行うこととしておりますが、現在の検討状況について説明したいと考えています。詳細につきましては、生活環境課長に説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

小林生活環境課長　それでは、資料に基づいて説明させていただきます。(資料「魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂について」により説明)

委員会にも随時、進捗状況につきましては、骨子案ができた頃に報告をさせていただきますと思っております。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　それでは、このスケジュールのことについて、11月の素案、議会への報告、庁議、パブコメという話がありました。パブコメをいつもするんですけれども、魚沼市として、このような目標でしようと早急に取り組んでいます、ついては、皆さんの意見を聞きたいということで、生の声をぜひワークショップでもいいですし、市民が混じった中で今の実情だとか検討状況だとか、それから、そこについては、市民の意見を入れ込むとか、ただホームページでパブコメをやりましたということでは、この問題は、全地球的な問題であります。関心も高いと思うので、ぜひそういうのを入れ込んでいただきたいんですがいかがでしょうか。

大塚市民福祉部長　今ほどのご意見についてなんですが、本市で地球温暖化対策推進会議という会議を設けておりまして、そちらに市民の方、あるいは事業者の方等が入った会議がございますので、そういったところで様々なご意見もいただけるような形になっております。そういったところで反映させていきたいと考えております。

大平委員　それは承知しております。そういう会議がせつかくあるわけですから、例えば、そこに派生させた文化財的なものでもよろしいでしょうし、その会議の中で多くの市民への関心。これ市民への協力がなければ、進まない部分もかなりあると思うので、私は意識を醸成する意味でも、ぜひその会議の中での取組をやっていただきたいと率直に思うんですけれども、その会議の中で諮っていただくことはできないでしょうか。

小林生活環境課長　今ほどの温暖化対策推進会議の構成等については、部長から説明がありました。その中で、各建築士部会ですとか、電機工事組合、それからエコショップ認定店、商工会の女性部、新潟県地球温暖化防止活動推進員の方々もメンバーに入っている中で、今年度に入りましても非常に活発な意見交換ができていますと認識しております。今回、そういった会議の中で出た意見等も踏まえまして、魚沼市でもグリーンカーテンの取組だとか、新潟緑の陣への参加。そういったこともしている中で、実際に魚沼北中、子育ての駅かたづくりなどいろんなメンバーの方々がかような活動の中に加わってきております。そういった活動が広がっていく中で、それぞれの活動団体等の意見交換も非常に深まって

いるというところでございます。温暖化対策推進会議をベースとして、実際の活動の中での意見を十分に集約してまいりたいと考えております。

大平委員　　そういう意思がないというのは、非常に残念なんですけれども、私は問題が問題なだけに、今言った推進会議のメンバーの方々の議論というのは、中心的な議論になるかと思いますが、やはり市民的に周知や意見を聴取するというのは今後にも必要だと思いますし、欠かせないと思います。その場面をどうするかというのは、今せっかく議論をされているわけですから、これは非常に有効だなと今思いまして率直に申し上げました。今後、この場でということであれば、別途、市として市民的な検討する場というよりは、意見を出し合う場をぜひつくっていただきたいです。これは、意見として申し上げますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

星野委員長　　ほかにご覧いませんか。(なし)ほかにありませんので、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認め、そのように決定いたしました。

・養護老人ホーム「南山荘」移転改築について

星野委員長　　次に、養護老人ホーム「南山荘」移転改築についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長　　それでは、資料をご覧ください。これまでも議会、委員会そして地元でも説明をしておりましたが、養護老人ホーム南山荘の移転改築につきまして、今年度予算で設計予算を計上しているところがございます。この9月28日に市民説明会を開催しますので、改めて経過等を介護福祉課長よりご説明いたします。

茂野介護福祉課長　　それでは、資料に基づきまして、私から養護老人ホーム南山荘の移転改築につきまして、ご説明申し上げます。(資料「養護老人ホーム「南山荘」の移転改築について」により説明)

星野委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　　まず、今設計をやられているということなんですけれども、先ほどと同じ現在の指定管理者が運用しています。今年度で切れて、来年度にまた新たにということなんですけれども、この設計に今現在の指定管理者等々が設計に反映できるような意見等は聴取をされているんですか。

茂野介護福祉課長　　先ほどお答えしたところと同様の対応になりますが、こちらは指定管理の募集を既にしておるところでありますので、タイミング的にまた候補者とのやり取りが可能というところあります。でき得る範囲内でご意見を伺っていきたいと考えております。

関矢委員　　それと、この一番大きなのは、定員数を50人から減らすわけなんですけれども、これは高齢化人口の推計と平成29年から令和3年までの平均の入居者数から割り出しているということですが、実際、平成29年から令和3年の入居者数は平均何人になるんですか。

茂野介護福祉課長　　その年度ごとの入居者数を説明申し上げます。12月末現在になります。平成29年度が47人、平成30年度が48人、令和元年度が44人、令和2年度が45人、令和3年度が42人、令和4年度が38人の入居者数です。

関矢委員 大分下がってきているなか、入居者数は減ってきているが、入居希望者数というのは年間でどうでしょうか。年々減ってきているんですか。

茂野介護福祉課長 世の中の経済状況ですとか、いろいろなものに左右されるところもあるかと思いますが、経済的なご事情で相談されるという方は、一定数の方が毎年度でいらっしゃるかと考えております。

関矢委員 相談して、入居を決定するのは市のほうなんです。現施設だと2人で一部屋ということで、相談をしてみたけども、プライバシーがないから止めようかという人もいますかと思っています。これが今回、新しく一人一部屋になると、大分希望者数が増えるだろうと思います。また、高齢者人口が減るけども、実際の今の魚沼市は、単身世帯も大分これからも増えてくると思います。その中で、65歳を過ぎて一人でいるのは大変だから、経済的にクリアできればこういうところに入居をしたいという人が、私は今後もあると思います。やはり市は、そういうところをコミュニティを守るためにも、この施設に集めて皆さんと一緒に生き甲斐のある生活をさせる施設としては減らすべきではないと思うんですけども、そういう考えについてはどうでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 皆様ご存じのとおり、この養護老人ホームというところは、一人暮らしということよりも、まずは、経済的な部分ですとか、家族の環境ですとか、そういったところを入居の一番の主眼としているところでございます。お一人暮らしが不安という方は、これからもまたいらっしゃるかと思うんですが、まずこの養護老人ホームの入居者を選定する際に、その方の経済状況などでほかの施設や住む場所が可能であれば、可能な方はそちらに入らせていただくという考え方で措置ということでしております。そうすると募集の数というのは、あったとしても条件にというところでは、今後、また今と比較してそうそう増えるというところは考えておりません。他市の養護老人ホームなどを見ていると、入居希望者も含めて今減っている状況でございますので、この数値というものはおおむね妥当と考えております。

関矢委員 妥当だと言われればそうなのかなと思うんですが、減らして造ってしまうと、実際、今度は希望者がいたときに入れないという現状になるわけです。指定管理者としても、職員の配置人数等は、50人、また40人でもそう変わりはないわけです。100人単位ぐらいで国の基準は設定されているかと思うんですが、そうしたときに指定管理者とすれば、入居者数が減れば、自分たちの稼ぎといいますか、そういう中では負担の経費がかさむような形になるかと思っています。その辺の声というのは指定管理者から出ていないのでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 今、関矢委員がおっしゃったようなご意見というのは、指定管理者からは伺っておりません。

関矢委員 ここは慎重に考えていただきたいです。せっかく造るのでですから、何とか市民の皆さんからこういうところが、利用できるときに利用されるスペースがあるというような形で検討していただきたいと思います。ちょっとこの議題が出るというので調べさせていただきました。やはり日本全国でも養護老人ホームの部屋数というのは減らしてきている。人口が減ってきているから減っている部分もあるんですが、その中に、特養と違って介護保険制度じゃなくて、この生活支援は、市の完全な持ち出しになるので、行政が措置控えといいますか、なかなか入居をさせないというようなのが目立つのではないかというのが載っていたんです。魚沼市はそんなことはないでしょうけれども、やはりそういうことの

ないように、この先の高齢社会に向けた中で定員人数は考えていただきたい。それを1点付け加えますがいかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 魚沼市の考えとして措置控えというようなところはございません。いろんな理由で施設を考えられる方については、その方に合った施設というものを寄り添って、ご相談を受け、できるところをご提案していくという、そういう姿勢は大事にしてまいりたいと考えております。

関矢委員 定員が10人減っても二人一部屋が一人一部屋になるので、それだけキャパシティが大きくなるのが分かります。そのほかに、要介護者も入れるわけですが、この介護機能スペースの充実を図るため、設計施設よりは大きくなるということですので、どのようなことが想定されているのか、今現在で分かることがありましたら、お聞かせ願えればと思います。

茂野介護福祉課長 介護スペースと申しますか、介護保険に伴うサービスということではなくて、身体的機能が衰えた方への介助ですとか、そういうことがしやすいというところで捉えておるところであります。

大平委員 私も関矢委員と同じように、この10床減らすということについては考え直すべきではないかと思っております。今おっしゃったこれまでの経年的な入所者数、希望者を含めて検討されたということなんですけれども、私は魚沼市がきちんと整備して施設の運営をやるということは、全国的な状況だとか周りの状況だとかに左右されないで独自に考えられることと思うんです。市内の高齢化率など、いろいろな困難な状況が今までもあったけども、これからさらに今まで考えられなかったようなことが起きる可能性もある。先ほどおっしゃったように、その余裕を持った施設にするためにも必要だと思います。ぜひこれは多くの方の意見を取り入れてやっていただきたいです。事業者、有識者、あるいは利用者さんのご意見もいただきながら、十分配慮した形でここはもう一段工夫をする意味でも検討の余地はあると思います。私が今言ったようなやり方は、いかがですか。

戸田市民福祉部副部長 高齢者の方のついの住みかと言いますか、今後の住む場所についてはいろんな側面があると思います。在宅を希望される方も大変多いような状況でございます。そうすると、在宅をどうやって支えていくかとか、そういった側面も総合的に考える必要があると思います。こちらの定員につきましては、私どもは現時点では先ほど申し上げた理由からこのぐらいがベターではないかと考えております。ただ、今委員会でお伺いした意見などを基に、どういった形ができるのかというところは、もう少し検討できると考えております。あと、いろんな意見というところでは、今この委員会でもご意見を伺いましたし、事業者とかにもそういった部分を伺いたいと思います。また、利用者の視点とすると、住まいだけではないスペースという、自分らしく過ごしていただくところも大事なことかと思っております。そういったスペースを確保する面でも、やっぱり今後の改築には重要な視点かと思っております。そういった辺りをまた総合的に勘案してまいりたいと思います。

星野委員長 ほかにございませんか。(なし) これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議ないようですので、そのように決定いたしました。

・「介護職魅力アピール隊」結成について

星野委員長 次に、「介護職魅力アピール隊」結成についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 今年度も介護人材確保支援につきましては、力を入れているところです。今年度また増設をした制度を事業所を回って説明をしていく中で、現場の若手の方からも発信してもらおうのもよいのではという声が上がって、事業所の協力を得てこういった隊を結成することになりました。詳細は介護福祉課長よりご説明いたします。

茂野介護福祉課長 (資料「「介護職魅力アピール隊」の結成について」により説明)

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 素晴らしいなと思いました。お聞きしたいのは、このアピール隊の活動については、選ばれた二十代の若い職員の方々が積極的に活動するというイメージだと思います。当然忙しいお仕事を持ちながらの活動だと思いますので、一人がその時間に抜けるというのは大変なことではないかなと思います。事業所からのご意見がもしありましたら聞かせていただきたいと思います。

茂野介護福祉課長 6月から7月にかけて、市内の全介護事業所に訪問させていただきまして、いろいろなご意見を伺ったところであります。その際に、この介護職魅力アピール隊もお話をさせていただきました。それぞれの事業所の状況によって反応の違うところもありましたが、おおむねいい活動だろうということでご理解いただき、職員の選出をいただいたところであります。

大平委員 もう1点、介護の魅力をアピールしていくということが主になるかと思います。そういった活動を行った後の対応というんですかね、例えば総括的なものをまとめて提言なりに結びつけていく形なのか。それとも、広く介護の魅力を伝えるということに集中する活動なのか。実際の活動内容について、紹介できることがありましたら出していただきたいと思います。

茂野介護福祉課長 隊の名称のとおり、介護職の魅力をアピールしていきたいというところがまずもって大きな目的であります。先ほども申し上げたとおり、若い職員の若い視点からのご意見もいただきながらアピールの活動については取り入れていきたいというところ です。今時点で提言までは考えておりませんが、若い方の意見を踏まえながら、どのようにしていくか探っていきたいと考えております。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) ないようですので、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) ないようですので、そのように決定いたしました。

・「旧堀之内老人憩の家」について

星野委員長 次に、「旧堀之内老人憩の家」についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 堀之内老人憩の家につきましては、今年の5月に堀之内商工会館が入っていた場所に移転をしました。それまで利用していた建物につきましては、資料はございませんが介護福祉課長よりご説明いたします。

茂野介護福祉課長　それでは私から口頭になりますが、旧堀之内老人憩の家の今後の取扱いについてご説明申し上げます。使われなくなった施設は、まずは庁内各部署で利用の意向確認をし、なかったということで8月には地元の大字堀之内地内の町内会長さんに利用の意向がないかお伺いしたところであります。希望がないとお聞かせいただいております。したがって、この後こちらの施設を一般競売という形で利用等の意向がないか確認した上で、もしないということであれば今後予算措置等の上で解体の方向に進めていきたいと現時点では考えておるところです。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) ないようですので、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(なし) ないようですので、そのように決定いたしました。

・旧佐藤家住宅に係る土地及び建物の寄附採納について

星野委員長　次に、旧佐藤家住宅に係る土地及び建物の寄附採納についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　それでは、重要文化財である旧佐藤家住宅に隣接する佐藤家の現ご当主が所有されている土地及び建物について、寄附の申入れがあり、それを受け寄附採納するということのご報告であります。内容につきましては、生涯学習課長からご説明いたします。

青柳生涯学習課長　(資料「佐藤家本宅寄附資料」により説明)

次に、寄附採納についてご説明いたします。国の指定重要文化財と隣接する敷地を、事情を知らない方に売却された場合、旧佐藤家住宅の適正な管理運営に大きな影響を与えること、本宅内に旧佐藤家住宅の火災報知機が設置をされていること、管理事務所として利用ができること、佐藤家住宅付近にトイレはなく本宅のトイレの利用のニーズがあること、管理上必要な用具置き場が必要なこと等を、魚沼市寄附受入運用規規定第6条の判断基準に照らし合わせ、寄附を受けることとなりました。所有権移転につきましては、引っ越しや周りの田畑の整備が終わった後、12月1日をめどに引渡しを受けることで現在調整をしているところです。なお、今年度の旧佐藤家住宅の管理は、市の日々雇用職員により管理を行っているところです。以上で説明は終わります。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　重要文化財の旧佐藤家というのは、資料の真ん中の佐藤家と書いてあるところですか。この管理は、今も市がやっているということですか。

青柳生涯学習課長　おっしゃるとおりでございます。

大平委員　所有が市になったとき、先ほどおっしゃいましたトイレの要望があったと私も聞いています。そういうのを新たに整備をすとか、あるいは今住まわれている家を少し改修すとか、そういう考えは今お持ちですか。

青柳生涯学習課長　現在のところは、どのような形でその部分を使っていくかというところに関して、詳細は検討していない状況です。

本田委員　説明ですと、寄附を受けたというふうになっています。それはもう決定したということでしょうか。

青柳生涯学習課長　　今現在はまだ受ける方向で現在調整をしているところです。

本田委員　　我々、議会側とすると運営費をどうするか、あるいはその利活用をどうするか。

宅地の建物も大分古そうですので、トイレとして利活用といっても無理なような感じもします。伺いたいのは、これはいつまでに判断しなければならないのでしょうか。

青柳生涯学習課長　　今ほど申しましたとおり、この12月1日を目標に所有権移転をしたいと考えております。

吉澤教育委員会事務局長　　寄附採納につきましては、寄附の受入運用規定がありますので、現在のところその規定に沿って手続的には進んでいるというところです。ただし、今後の活用という点では、先ほどのトイレですとか、実際に管理する場合の管理人の詰所というような使い方が想定されます。それ以外にも活用できればしたいと考えておりますが、それについては教育委員会部局だけではなく内部的に調整をさせてもらっているところがあります。

本田委員　　どうも私の受け止め方だと、寄附を受けてそのまま放置しておくような、そんな印象を受けます。できればどういうふうにしたいかというビジョンも、12月までにお示ししていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　　先ほど申し上げた部分については、佐藤家の管理上、必要な部分ということで広く活用する道がないかというところは、ほかの部局も含めて探っているところであります。それにつきましては、引き続き進捗ごとに報告したいと思っております。

星野委員長　　ほかにございませんか。(なし) ないようですので、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議ないようですので、そのように決定いたしました。

ここでしばらくの間、休憩いたします。

休　　憩 (12:03)

再　　開 (13:00)

星野委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。次第にございますその他は終わりましたが、そのほか執行部から報告事項等にございませんか。

吉澤教育委員会事務局長　　それでは、教育委員会事務局より1点、宇賀地小学校での公用車の車検切れという事案について報告とお詫びを申し上げます。宇賀地小学校に配置しております軽トラックの公用車につきまして、本年6月14日に車検証有効期限が満了となっていました。9月5日に国土交通省から指摘があるまで気がつかずに運行していたというものであります。この期間におきまして、回数にして48回、距離にして411キロメートルの運行を確認しております。各学校に配置している公用車につきましては、学校間や庁舎間などの文書配達や物品の運搬に使用しておりまして、点検や修繕などは学校で管理をしています。今回の件では、学校管理職に車検の期限について認識がなかったこと、それから担当者も業者からの事前連絡を確認できなかったこと等から、手続を失念してしまい車検切れの事態となってしまったものです。学校教育課としましても、今年度が車検の年であるということは把握しておりましたが、実際の手続を学校に任せた状態であったため、気

がつかないままとなってしまいました。今後は、全部の学校で公用車管理の重要性について指導し、運転の際に常に確認できるように車検期日を明示するとともに、車検の実実施スケジュールにつきまして学校教育課との共有を徹底し、二度とこのような事態にならないようにしてまいりたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　各学校に任せている車の管理ですけれども、これは学校の事務の方が管理されているんですか。

吉澤教育委員会事務局長　直接的には、ほぼ庁務員が乗る車ですので庁務員がやっているものと思いますが、管理職も当然それについては把握をするべきものでありました。今回はそれも含めて認識をしていなかったということでございます。

関矢委員　各学校で場所は違うのかもしれませんが、車検をどこに出すとかというのは、確か予算か何かでもって決めているかと思うんですがどうでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　車検の年度につきましては、いわゆる予算編成時に当然把握はできておりますので、年度については学校教育課の本課でも認識をしております。何月にどの学校がというところは実態としては学校に任せていたという状況でありました。

関矢委員　車検を受ける自動車屋さんには、もう春に決まっているんですか。

吉澤教育委員会事務局長　多くの車両では、修理業者と車検についてお知らせのやり取りといますか、業者から来るというのが通例ですが、今回は送った、受け取っていないというのが確認できていない状況であります。

関矢委員　民間会社でも車検というのは、自動車屋さんから1か月前ぐらいに、はがきが来ます。期限切れになると催促の電話が来ます。業者に責任はないんだけど、やっぱり業者も契約をしている限りではその辺の協力を依頼することも一理あるかと思うんですが、いかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　公用車を所有している我々の責任であるとは思っていますが、日常的な連絡のやり取りについては、業者でも改善する余地があったものと思っております。今後は気をつけたいと思っております。

大平委員　これは、今回初めてですか。今までもありましたか。

吉澤教育委員会事務局長　公用車全体ということでありますと過去にもあったと聞いております。教育委員会では私が知る範囲では今回が初めてでありました。

大平委員　今まではなく、今回初めてで、たまたま起きたということでは済まされない。公用車ですから。先ほど言ったように事業者と密にやり取りをするのも大事ですが、学校教育課関係の今回の事例について検証していくべきではないかと思えます。何らかの事務上なのか、それとも職員の意識の問題なのか。管理台帳のようなものがあると思いますが、そのチェック体制がどうだったのか。おっしゃったように、今後二度と起こらないような体制をぜひつくっていただきたい。その辺の具体的なお考えはありますか。

吉澤教育委員会事務局長　公用車には当然、運転日誌もあり、台帳もありますので、そこでの把握は本課としても可能であったと思えます。そこを徹底することと、あとは実際に運転のたびに目に入るところに車検の期日が分かるようにシール等で貼っておくとか、仮に運転者が変わったとしても気づくようなことも含めて、複数のチェックがかかるように考えたいと思っております。

星野委員長　ほかにありませんか。（なし）なければ質疑を終結します。また何か進展等がございましたら報告をいただきたいと思います。

大塚市民福祉部長　私から4点、ご報告等をさせていただきたいと思います。まず1点目が、路線バスの運行についてであります。このことにつきましては、現在、沿線自治体と南越後観光バス株式会社との協議は継続中であり、この10月1日から令和6年3月31日までの運行につきましては、休止取下げ以降変更はありませんので、現在の本数を維持した形で運行が継続されることとなります。

2点目になりますが、新ごみ処理施設整備についてであります。現在、中島区におきまして専門委員会を立ち上げて検討していただいております。8月21日に第5回の委員会が開催されたところです。処理施設の想定規模や環境、搬入路、防災等について質疑を行ったところです。現在も継続して検討中であり、

3点目、国民健康保険税率の改定についてということです。本市の国民健康保険事業会計につきましては、被保険者の所得に応じて国民健康保険税を賦課徴収しているところがあります。平成30年度の税率の引下げ以降、実質単年度収支の赤字が続いており、収支の状況から税率の見直しが避けられないという状況になってきております。このことから、令和6年度に向けまして税率の見直しの検討を今行っているところであることをご報告いたします。具体的な内容につきましては、次回以降の委員会の中で改めてご説明したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

最後、4点目になります。带状疱疹ワクチンの接種についてになります。本定例会の初日に議決をいただきました一般会計補正予算第4号の中の带状疱疹ワクチンの接種につきまして、本日は助成の内容等の補足説明をさせていただきたいと考えております。内容につきましては、健康増進課長に説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

岡部健康増進課長　（資料「带状疱疹予防接種について」により説明）

星野委員長　バスと新ごみ処理施設については報告ということで受けまして、国民健康保険の税率については、改めてまた次回説明があるとのことなのでこちらの質疑は受けず、带状疱疹だけ質疑を受けたいと思います。質疑のある方はいらっしゃいますか。

関矢委員　今ほど説明いただきました不活化ワクチンは、1回1万円。これは1回2万円ほどかかるのを1万円補助するということでよろしいですか。

岡部健康増進課長　はい、そのとおりになります。

関矢委員　4月1日まで適用するということですが、もう前の話で領収書等がない場合はどうなりますか。

岡部健康増進課長　今、医療機関にも説明に回っているところなんです、この4月に遡るので、もしかしたらなくしているのを再発行という依頼があるかもしれませんということで、お願ひはしております。

関矢委員　市外は難しいですか。

岡部健康増進課長　市外にまでは、お願ひはしていませんが、領収書だったり支払い証明は、恐らく医療機関は対応が可能ではないかと考えております。

星野委員長　ほかにございせんか。

本田委員　自治体といたしましても、このワクチンのリスクについては、まず知っておくべきではないかと思ひます。带状疱疹ワクチンの副反応、重篤なケースがどのくらいの割合

であるのでしょうか。

岡部健康増進課長 申し訳ありません、今日は資料を持ち合わせていませんが、不活化ワクチンは筋肉注射ということで、コロナワクチンと同じく、発熱、筋肉痛、倦怠感というのは、生ワクチンと比べると強く出ているようです。また、重篤な副反応というところでは、私どもでは資料を持っていません。

本田委員 以前あったHPVワクチンのときもそうだったんですけれども、弱毒化しているけれども基本的にはある意味毒をもって毒を制するのがワクチンです。当然そこにはリスクがあります。今振り返ってみると、HPVのときはそのリスクを自治体がよく把握しておらず、無償化ということで積極的に市民、国民を盛り上げたところもあった。それが逆にサーバリックス訴訟みたいな形になってきて、いいよ、いいよと言っていたのが一転して何もなくなりました。そういった苦い経験をしております。やはりそのリスクというのは把握していたほうがいいと思います。このワクチンは安全なので、その辺の心配はないと思います。積極的にやっていただきたいという結論でございます。

大塚市民福祉部長 今ほど委員からのご指摘のとおり、2種類のワクチンそれぞれに副反応ですとか重篤な反応ですとかいろいろあるようです。そちらも私どもも把握をし、またきちんと周知した上でご理解を得て皆さんからご協力いただくという形で進めていきたいと考えております。

星野委員長 ほかにございませんか。(なし) 本件については、また進展等ございましたらご報告をお願いいたします。委員の皆さんから執行部に対しご意見や協議事項等はございませんか。

関矢委員 執行部といいますか、委員長にお願いなんですけれども、当委員会で継続調査になっております滞納整理の問題について、今日皆さんの机上にお配りしております4点の資料を、執行部に請求をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

星野委員長 机上配付の資料を少し委員の皆さんに見ていただきまして、先に関矢委員に伺いたいんですが、この調査についての趣旨を説明いただけたらと思います。

関矢委員 私がまだしっかりと調査をする段階ではないんですけれども、当会派の議員が問題にしておりまして、この委員会で調査をやるということですので、まずこの資料を見て検討した中で調査をどのようにやっていくかまた考えたいと思っています。

星野委員長 前回の委員会より、滞納整理は申送りで継続調査というふうに、全部ではないんですけれどもなっている部分もございます。この資料を確認して、委員の皆様で意見がございましたらお願いいたします。

坂大議会事務局長 行政職の職員として、また昨年までは監査委員事務局にいましたので、参考までにお知らせをさせていただきたいと思います。この①と②で、もし細かいリストが必要なんだとすれば、そのリストをもって何をどこまで調査するのかというところが明確でないと、執行部側に出してくださいと、それだけの個人情報のカットするような手間をしてくださいと言ったとき、恐らく執行部側はそこまではできませんというような回答になるのではないかなと思います。その辺のところはどうかなと思ひまして、参考までに監査委員事務局の状況をお知らせさせていただきました。

関矢委員 そう言われると私も非常に答えづらいんですけども、確か問題になったのが予算だったか何かの際、この滞納整理をしているときに滞納処分の執行停止だとかそういうや

り取りがあったと思います。そういう中で、救える市民も救えなかった、そういう事例があったかと思います。そういったことが今後ないように我々は調査をしたいということです。個人が特定できないようにはしなければならぬと思うんですけども、やはりどういう関係で生活困窮者なのに執行停止がされていないのか、そういうことが調べられる資料をいただきたいなど。そういうことをこれから調査をしたいというふうに、会派の中で理解はしております。

坂大議会事務局長　その法的な手続がどうかという部分だったので、関矢委員がおっしゃるとおりだと思うんですが、個別の全部の滞納リストまでは必要ないんじゃないかと思えます。該当しそうなところをもっと絞った上で資料請求するとか、そういうことは考えていないでしょうか。

関矢委員　一度それで出していただければ、私どももそれで調査ができるかと思えます。局長が言われるようでいいかとは思いますが。

星野委員長　執行部側は、よろしいですか。

大塚市民福祉部長　今ほどの関矢委員からのお話の中で、具体的にどういったものが要るのかというところは、議会事務局と詰めて話をしなければならぬかとは思いますが、個別の税に関しては今は全てシステムで管理しております。個別の情報は全て電子データになっていますので、そういったのをまず見れるようにするとすると、プリントアウトをして、そこから個人情報にあたる部分を手で確認をしていく。あと、交渉記録等もついてくるんですが、そういったものについては、いろいろな個人の話がありますのでどこまで出せるのか確認は必要になってくるのかなという気はします。ただ、全てを見るとということになると、相当量のボリュームがあるという感じがします。どれぐらいのボリュームがあり時間がかかるのかというのは、この場では即答できませんが、出すとなるとかなりの量になるということは想定されます。

関矢委員　私も資料がどの程度になるか分からないんですけども、滞納整理、滞納処分の中で不手際があったことをやはり訂正しなければならぬというのが私どもの考えです。それをどういうふうに調査するかというためにはある程度の資料も必要だと思いますので、その辺はまた私ども会派の中で相談をさせていただきますけれども、今出せる範囲のものをまずは出していただければとは思いますが。それを見た中で追加などの話ができればと思います。

坂大議会事務局長　そうしますと、事務手続上は当然委員長名で請求し、それを一旦事務局をとおして各担当の部署へ請求を出させていただくんですが、請求を出す前に協議させていただきます。

関矢委員　それは任せます。あとは、議員個人として資料が欲しければ、自分たちでお金を払った中で情報公開請求をします。今、議会事務局長が言われたように執行部と相談をした中で、まず出せるものを出していただければと思います。

星野委員長　事務局と担当課で話し合った上で、またということでもよろしいでしょうか。（異議なし）では、そのようにお願いいたします。ほかに執行部に対してのご意見等はございますか。（なし）ないようでしたら、これで執行部からは退席を願います。ありがとうございました。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (13 : 32)

(執行部 退席)

再 開 (13 : 33)

星野委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

(8) 所管事務調査

・行政視察について

星野委員長 日程第8、所管事務調査、行政視察についてを議題とします。現在、決まっているのが2日目の11月8日、長野県の茅野市役所でA Iの乗合オンデマンド交通についてのみとなっております。ほか、皆さんからたくさんいただいた希望の視察箇所、全てあったんですが残念ながら断られてしまいました。日程を変えてチャレンジをしてみたんですが、やはりうまくいかず、現在確認が取れているところはここのみとなっております。ほかに候補地を改めて、似たような内容でこちらで決めて、現在回答待ちになっておりますところが2か所ございます。それを受けて、行程を案内できればと思います。その回答を受けて1泊になることもあるかと思います。その辺は、ご了承いただきたいと思います。バスの予約も非常にタイトになっておりまして、バスが取れるのがもうここだけというような状況となっております。日付はもう動かさないで、この日程で決定したいと思っております。また状況が進みましたら、その都度、委員の皆様にはご報告をしたいと思っております。この件について、ご意見ございますか。

本田委員 2か所というのは、我々が希望を出したところとは別のところですか。ざっくり教えていただけますか。

星野委員長 行程的に群馬県の市へも今アプローチしています。

本田委員 相手もあることなので、駄目なら駄目で、別に1日でもいいです。まずは茅野市が第一でいいと思います。委員長に任せます。

関矢委員 そうすると、7、8、9日を予定しておけばということよろしいですか。

星野委員長 はい。ここの予定は、皆さん空けておいていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。では、行政視察については以上といたします。

(9) 閉会中の所管事務等の調査について

星野委員長 日程第9、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思っております。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。委員の皆様からほかにご意見や協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については委員長に一任願ひします。本日の

福祉文教委員会は、これで閉会いたします。

閉 会 (13 : 38)